

三田整備事業住宅

従前居住者用住宅
令和6年3月号

入居者だより



令和5年12月からの使用料決定通知書を昨年11月にお送りしました

昨年11月にお送りした使用料決定通知書は、令和5年12月からの新しい使用料（家賃）をお知らせするものです。この使用料は、みなさんから提出された収入報告書等をもとに認定した所得月額に応じて決まります。

使用料の口座振替は、毎月1回（原則月末）です！

令和6年度の住宅使用料等の口座振替スケジュールをお知らせします。使用料は毎月1回月末が口座振替日です。月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。記帳のうえ確認してください。もし、口座振替ができなかった場合は、納付書でのお支払となりますので、公営住宅の窓口宛至急ご連絡下さい。

請求月	振替日	請求月	振替日	請求月	振替日
令和6年 4月分	4月30日(月)	令和6年 8月分	9月 2日(月)	令和6年12月分	1月 6日(月)
令和6年 5月分	5月31日(金)	令和6年 9月分	9月30日(月)	令和7年 1月分	1月31日(金)
令和6年 6月分	7月 1日(月)	令和6年10月分	10月31日(木)	令和7年 2月分	2月28日(金)
令和6年 7月分	7月31日(水)	令和6年11月分	12月 2日(月)	令和7年 3月分	3月31日(月)

子どもの転落事故に注意! - 落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を -



椅子や踏み台、エアコンの室外機など、子供がよじ登る足がかりとなるものがないか、改めて確認しましょう。

【事故を防ぐポイント】

- ベランダ周辺環境の見直し
- 保護者の見守りや子供への教育

公営住宅の窓口 指定管理者 株式会社 東急コミュニティー

〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館6階

《電話》 03-3715-1871 受付時間 8:30~17:00 (土日祝休)

※夜間・休日は設備緊急センターに転送されます。

健康相談ダイヤル: 0120-401-748 (通話料無料) 24時間、365日対応

火災に注意しましょう！～冬は空気が乾燥し火災が発生しやすくなります～

調理中の出火、たばこ、電気器具、暖房による火災が多く発生しています。

調理中は火の元から目を離さない

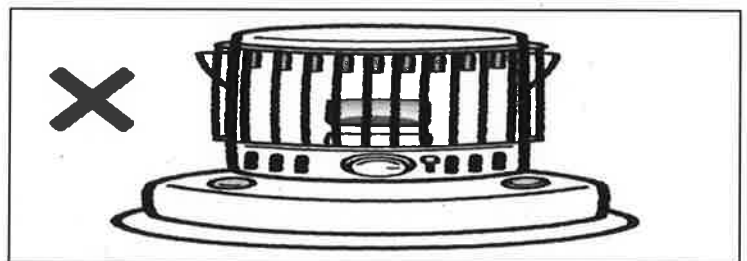
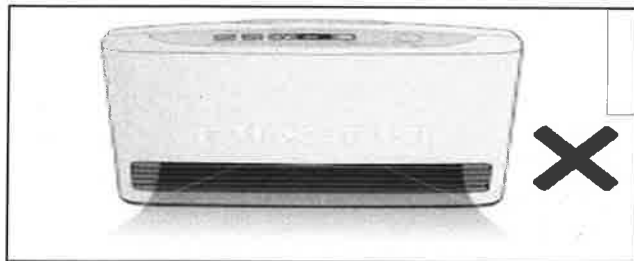
一人ひとりが注意し、火災を防ぎましょう！外出の際は火の元の確認を必ずしましょう。火災をおこしてしまうと、みなさんの部屋だけでなく、周辺にお住まいの方に迷惑をかけることになり、火災原因によっては住宅の明渡しや、復旧費用を請求することになります。



また、もらい火や消火活動によって家財が被害を受けた場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者からの損害賠償を受けられないことがあります。

たばこの吸殻の処理は適切に

万一に備え、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険（家財保険）に加入しておくこともみなさん自身を守ることにつながります。



ガスストーブ・石油ストーブの使用禁止

ヒートショックを防止しましょう

急激な温度の変化で血圧が上下に大きく変動することなどが原因で起こる「ヒートショック」により、入浴中に急死する事故が起きています。

気温の下がる冬場に多く見られ、高齢者や高血圧の方は特に注意が必要です。ヒートショックを防止するためには、以下の対策をとることが効果的とされています。

- ① 冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを暖房で暖める。
- ② 湯沸しの最後5分をシャワーで給湯する。
- ③ 夕食前・日没前に入浴する。
- ④ 湯音設定を41℃以下にする。
- ⑤ 食事直後や飲食時の入浴を控える。



健康相談ダイヤルサービスご利用頂けます！

公営住宅にお住まいの皆様の健康や医療、育児、介護、心理、栄養などに関するお悩みを、24時間365日、いつでも電話でご相談いただけます。何かお悩みごとがございましたらお気軽にご相談下さい。

相談窓口：0120-401-748（通話料無料）

